

名古屋市立天白中学校 生徒会議事運営規約

第1章 総 則

- 第1条 本会生徒議会が円滑にかつ正しく運営されるようこの規約を定める。
- 第2条 議会は執行委員会がこれを招集する。
- 第3条 議会は議長がこれを開閉する。

第2章 議 長

- 第4条 議長は生徒会会則第8条の定めるところにより議員の中から選出されるが総議員の過半数の同意を得なければならない。
- 第5条 議長は本規則に従って常に公正な立場で議会を運営する。
議長の主な役割は次の通りである。
 - 1 会議の成立の宣言。
 - 2 定足数に満たない場合は、流会を宣言する。
 - 3 会議中議長権限により議事の進行を拒む者などは、発言の停止あるいは退場を命ずることができる。
 - 4 すべての発言を議員に伝える。
 - 5 発言を提唱する時は発言の趣旨を正確に要約し、議員に明確に伝える。
 - 6 緊急動議が提出された場合には、ひとり以上の支持者があれば要旨を説明した後、直ちに議題として採決可否をはかる。
 - 7 質疑応答が終わり他に質問がなければそれを確認し、質問のうちきりを宣言し、討論の開始を許可する。
 - 8 討論終結を宣言する。
 - 9 採決を行う時は、それを宣言する。
 - 10 採決の結果を明確に発表する。
 - 11 議長に関する動議が出された時は、副議長に採決される。

第3章 議 員

- 第6条 議会にクラスの代表として出席する。
- 第7条 議員が欠席する場合には、代理人を出し議会の始まる前までに議長に報告する。
- 第8条 議員は正当な理由なくして開会中に退席することはできない。

第4章 傍聴者

- 第9条 傍聴者は議長の許可のある場合のみ発言することができる。
- 第10条 傍聴者は採決に加わる権限を有しない。
- 第11条 傍聴者は、原則として議会の始まる前までに議長に申し出る。

第5章 動 議

第12条 生徒会役員および議員は議会に動議を提出できる。ただし動議は原則として支持者がいなければ議案とはならない。議案となった場合、提案者は提案理由を示す。

第13条 動議の提出手続きは次の通りにする。
一般の動議は議会の3日前までに書記に提出する。
緊急動議についてはこの限りではない。

第14条 議案となった動議を撤回するには、出席議員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第15条 議案および議題で否決されたものはその会議中には再び提出することはできない。

第6章 発 言

第16条 議長の許しを得た後発言できる。

第17条 一時に2つ以上の問題を討議してはならない。

第18条 質問および討議の場合に議題の提出者およびそれまでに発言しなかった者は、それまでに発言した者より優先して発言できる。

第7章 採 決

第19条 採決が終わった時、議長はその結果を報告する。

第20条 採決の順序は次のとおりとする。

- 1 否決と可決は否決案を先にする。
- 2 修正案が多い場合には原案に最も遠いものを先にする。
- 3 多数の事柄から、いずれかを選ぶ場合最後に出されたものから順にする。

第8章 順 序

第21条 議会での順序は次のとおりである。

- | | |
|------------|-------------|
| 1 開会宣言 | 2 定足数の有無を点呼 |
| 3 前回議事録の承認 | 4 報告 |
| 5 依頼 | 6 質疑応答 |
| 7 議事 | 8 要望 |
| 9 緊急事項 | 10 閉会宣言 |

第9章 改 正

第22条 本会則の改正は、3人以上の議員の要求があった場合もしくは、執行委員会の要求により議案と成り、全議員の3分の2以上の賛成を要する。

第10章 補 則

第23条 この規約は昭和44年9月26日より施行する。